

24時間いつでもどこでも気軽に納付

コンビニ納付を始めます

みなさんの利便性の向上を図るため、平成28年4月1日から町の税金等を全国各地のコンビニエンスストアでも納付ができる「コンビニ収納」を開始します。

これまでみなさんが利用していた金融機関・役場（振興センター）では納付時間が限られていましたが、24時間365日いつでも気軽にコンビニエンスストアでも納付ができるようになりますので、ぜひご利用ください。

コンビニで納付できる税金等

個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道使用料、下水道使用料、児童クラブ利用料、学校給食費

コンビニで取り扱いできないもの

次のいずれかに該当する場合は、コンビニ納付ができません。

町役場もしくは納付書に記載してある金融機関・郵便局で納めてください。

- バーコードの印字がないもの（納付額が30万円を超えるものはバーコードの印字がありません）
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- 金額を訂正したものや金額を手書きしたもの
- 納期限を過ぎたもの（ただし、再発行または督促などの納付書は、指定納期限を過ぎたもの）

利用方法

バーコードがついている納付書をコンビニのレジに持参し、現金で納めてください。（小切手やカード類、商品券などで納付することはできません。）

※納付後に受け取った領収書やレシートは、納付した証拠書類となるものです。大切に保管してください。

利用できるコンビニ（全国の各店舗）

ファミリーマート、セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ポプラ、デイリーヤマザキ、ココストア など23店舗

これまでどおり、役場や振興センターのほか、指定金融機関などの窓口でも納付できますし、便利で安全確実な口座振替もお選びいただけますのでぜひご利用ください。

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 ☎(0868) 54-2985